

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 優良図書の推奨

○ 有害図書の指定

○ 有害がん具の指定の取消し

○ 指定公金事務取扱者の指定

【公 告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 基本測量の実施

○ 公共測量の終了

○ 宅地建物取引業者の事務所所在地の不確

知

健康推進課

子ども家庭課

”

”

会計課

経営支援課

”

”

監理課

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年十二月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ささおき薬局

倉敷市笹沖一三二九―一

令和六年十二月一日

はた薬局 里庄店

浅口郡里庄町新庄一三八八―三

令和六年十二月一日

水島訪問看護ステーション

倉敷市神田二丁目三―三三三

令和六年十二月一日

令和6年12月3日 岡山県公報 第12657号

◎岡山県告示第五百二十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和六年十二月三日

番号	図 書 名	著 者	岡山県知事 伊原木 隆 大 発行所 対 象 ポ プ ラ 社 幼 児
1	おなかのあかちゃん、もういいかい？	豪田 トモ いけみや みな きたがわ めぐみ	作 絵 監修
2	もぐもぐかめかめ	菅谷 章世 エリン・ケルジー ソイアン・キム 光橋 翠	作・絵 監修
3	さいごのさよなら	ソイアン・ケルジー 光橋 翠 ソイアン・ブラックコール 山口 文生	文 絵 絵 訳 作 訳
4	のうじょうのいえ	山口 文生	評 論 社
5	ふるさとの川をめざすサケの旅	平井 佑之介	写真・文 出版 小学生（中）
6	まっくらな世界がおしえてくれたこと	菊田 まりこ	著 光 文 社
7	対馬丸とボーイイン	池澤 夏樹 黒田 征太郎	文 絵 絵 著
8	ひき石と24丁のとうふ	大西 暢夫	著 アリス館 小学生
9	ヤングタイプスのお悩み相談室	石川 宏千花 飯田 研人	文 絵 絵 著
10	夢でみた庭	長崎 夏海	講 談 社

◎岡山県告示第五百二十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和六年十二月三日

岡山県知事

伊原木

隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	Canna Vol. 95	プランタン出版
2	〃	劇画華 vol. 4	大洋図書
3	〃	真激 2024年12月号	クロユ出版
4	〃	新生ニヤソン倶楽部 2024年12月号	タビエー
5	単行本	図解 拷問と処刑の歴史	新紀元社

◎岡山県告示第五百二十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十五条第五項において準用する同条例第十条第七項の規定により、青少年の健全な育成を害するものとして指定した次のがん具の指定を取り消した。

令和六年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種別	品名	構造	指 定 年 月 日
5	花火	宇宙火箭 (宇宙飛箭)	ロケット式(全長11cm)で後部に3枚の羽根を有し、直接地上等に置き、導火線へ点火し空中に飛ばす。	昭和48年7月3日 岡山県告示第640号

◎岡山県告示第五百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定した。

令和六年十二月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社電算システム
岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地
- 二 指定をした日
令和六年十一月二十五日
- 三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
岡山県がコンビニエンスストアを利用して収納する使用料、手数料及び狩猟税
委託をした日
令和六年八月二十九日
- 四 公金事務を取扱う期間
令和七年一月一日から同年三月三十一日まで

〔六〇三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 六千四百九平方メートル

(変更後) 三千五百八十六平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場一 八十六台

駐車場二 七十九台

駐車場三 五十五台

合計 二百二十台

(変更後) 駐車場一 百十九台

駐車場二 三十一台

駐車場三 二十台

合計 百七十台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 駐輪場一 六十台

(変更後) 駐輪場一 十台

駐輪場二 十五台

合計 二十五台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 荷さばき施設一 三百五十六平方メートル

(変更後) 荷さばき施設一 四十八平方メートル

荷さばき施設二 二十四平方メートル

二箇所(荷さばき施設二箇所合計) 七十二平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 廃棄物保管施設一 十六・五立方メートル

- 廃棄物保管施設二・三 四立方メートル
- 廃棄物保管施設四 四・三五立方メートル
- 廃棄物保管施設五 七・五六立方メートル
- 廃棄物保管施設六 〇・六七立方メートル
- 廃棄物保管施設七 四・三五立方メートル
- 七箇所（廃棄物保管施設七箇所合計） 三十七・四三立方メートル
- （変更後）
 - 廃棄物保管施設一 十六・三立方メートル
 - 廃棄物保管施設二 八・二立方メートル
 - 廃棄物保管施設三 一・四立方メートル
 - 廃棄物保管施設四 九・二立方メートル
 - 四箇所（廃棄物保管施設四箇所合計） 三十五・一立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - （変更前） 午後九時
 - （変更後） 午後十時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 駐車場一 午前八時から午後九時十五分まで
 - 駐車場二 午前八時から午後九時十五分まで
 - 駐車場三 午前八時三十分から午後九時十五分まで
 - （変更後）
 - 駐車場一 午前八時から午後十時十五分まで
 - 駐車場二 午前八時から午後十時十五分まで
 - 駐車場三 午前八時から午後十時十五分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 - （変更前） 六箇所
 - （変更後） 十箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - （変更前） 荷さばき施設一 午前六時から午後七時まで
 - 荷さばき施設二 午前五時から午後十時まで
 - （変更後）
 - 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで
 - 荷さばき施設二 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
- 4 変更年月日
 - 令和七年六月一日
- 二 届出年月日
 - 令和六年十一月二十日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
 - 令和六年十二月三日から令和七年四月三日まで
 - 2 縦覧の場所
 - 岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課

〔六〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和六年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市	測量区域
基本測量（空中写真撮影）	測量の種類
令和七年一月十七日から同年三月三十一日まで	測量期間

〔六〇五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市大島中及び 浅口市寄島町地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年九月十七日	終 了 年 月 日

〔六〇六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市北山地区内	測量区域
公共測量（基準点測量、路線測量）及び現地測量	測量の種類
令和六年十一月十四日	終了年月日

〔六〇七〕宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 宅地建物取引業者名

商号又は名称

代表者名

事務所の所在地

株式会社FTW

廣岡 伸之

岡山市南区西市一七五番地四

二 一に掲げる者は、事務所の所在地を確知できないので、令和七年一月十四日までに知事に申し出ること。

三 二に規定する申出がない場合は、一に掲げる者に係る宅地建物取引業者の免許は、これを取り消す。